

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除きます。以下同じ。）をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて道府県民税の申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載の手引において「旧法」といいます。）第53条第5項の規定による申告）をする場合並びに当該事業年度の所得、付加価値額又は収入金額を解散をしていない法人の各事業年度の所得、付加価値額又は収入金額とみなして事業税及び地方法人特別税を申告（旧法第72条の29の規定による申告）する場合、又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、解散の日の属する事業年度中における事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）（本県内に複数の事務所等がある場合はそのうちの主たる事務所等）所在地の県税事務所に1通を提出してください。
- (3) 関係法令の改正により様式中の番号や引用している条項が異なることがありますので、その場合は改正後の内容に読み替えてください。

2 記載上の注意

- (1) 「※処理事項」欄は記載する必要はありません。
- (2) 金額の単位区分（けた）のある欄については、単位区分に従って正確に記載してください。また、記載すべき金額が赤字額になるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。
- (3) 各欄中、「000」とある欄については、その欄に記載する金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて記載してください。また、「00」とある欄については、その欄に記載する金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて記載してください。

3 各欄の記載のしかた

※ 各欄の記載のしかた中 → とされている欄（箇所）については、該当する場合のみ記載します。

(1) 一般的事項

欄	記載のしかた
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。
3 「所在地」	本店の所在地を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】本県内に支店等のみを有する場合にあっては、本県内の主たる支店等の所在地も併記してください。
4 「清算人自署押印」及び「経理責任者自署押印」	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者及び経理の責任者が自署し、押印します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】本県内に主たる事務所等がない場合には、記名押印で差し支えありません。
5 「この申告の基礎」	この申告書が修正申告書の場合に、法人税の申告年月日及び申告区分又は処理区分を記入してください。
6 「従前の事業種目」	事業の種類を具体的に記載します。（例 電気器具製造業） なお、2以上の事業を行う場合には、それぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。
7 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」	清算中の事業年度の末日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額）をそれぞれの欄に記載します。 なお、「資本金の額又は出資金の額」のかつこ内には、同日現在における資本金の額又は出資金の額が解散の日における資本金の額又は出資金の額と異なる場合に、解散の日における当該金額を記載します。
8 「道府県民税事業税の地方法人特別税申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の清算事業年度予納申告書及び旧法第72条の29の規定による申告の場合…「清算事業年度予納」 (2) (1)に係る修正申告の場合…「修正清算事業年度予納」

(2) 法人県民税（法人税割・均等割）〔①欄～⑳欄〕

欄	記載のしかた
1 「法人税法の規定によって計算した法人税額 ①」	法人税の申告書（別表20(1)）の次の欄の金額を記載します。 ①欄…10欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額） （使途秘匿金税額等）欄…（5欄の上段外書金額）＋（4欄の金額） ※ 使途秘匿金税額等とは、使途秘匿金の支出の額40%相当額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額をいいます。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第10号様式の①欄へ記載してください。
2 「法人税法第68条（同法第144条を含む）の規定による所得税額の控除額 ②」及び「法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額 ③」	法人税の申告書（別表20(1)）の34欄で控除した金額が、 (1) 同申告書の31欄の金額のみの場合…その金額からみなし配当の25%に相当する金額を控除した金額を②欄へ記載します。 (2) 同申告書の32欄の金額のみの場合…その金額を③欄へ記載します。 (3) 所得税額及び外国税額のそれぞれを含む場合…34欄の金額からみなし配当の25%に相当する金額を控除した金額を②欄へ記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第10号様式の②欄へ記載してください。
3 「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額 ④」	法人税の申告書（別表20(1)）の7欄の金額を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】（第10号様式が改正され、該当する欄が削除されたため）第10号様式の④欄へ記載してください。
4 「還付法人税額等の控除額 ⑤」	第6号様式別表2の3の⑤の計欄の金額を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第10号様式の③欄へ記載してください。
5 「課税標準となる法人税額 ①＋②＋③＋④－⑤ ⑥」	①欄＋②欄＋③欄＋④欄－⑤欄の計算結果を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第10号様式の⑤欄の金額を記載します。
6 「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額 ⑦」	【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額を記載します。 ※ 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
7 「法人税割額（⑥又は⑦× $\frac{1}{100}$ ） ⑧」	⑥欄の金額に税率を乗じて計算します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】⑦欄の金額に税率を乗じて計算します。 ※ 税率は5ページを参照してください。
8 「外国の法人税等の額の控除額 ⑨」	第6号様式別表3の⑫欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、同表の⑬欄の本県分の金額）を記載します。
9 「利子割額の控除額（控除した金額⑩） ⑩」	利子割額の控除に関する計算（⑳欄～㉑欄）のうち㉑欄の金額を移記します。
10 「差引法人税割額⑧－⑨－⑩ ⑪」	⑧欄－⑨欄－⑩欄の計算結果を記載します。
11 「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額 ⑬」	法人税の申告書（別表20(1)）の7欄の金額を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】当該金額を第10号様式の道府県民税の「分割基準」の合計数値で除して得た額に本県分の「分割基準」を乗じて得た金額を記載します。この場合、「分割基準」の合計数値で除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「分割基準」の合計数値のけた数に1を加えた数に相当する位以下の部分の数値を切り捨てて計算します。
12 「⑬× $\frac{1}{100}$ ⑭」	⑬欄の金額に解散の日現在における法人税割の税率を乗じて計算します。 ※ 税率は5ページを参照してください。
13 「この申告により納付すべき法人税割額⑪－⑭－⑬ ⑮」	⑪欄－⑭欄－⑬欄の計算結果を記載します。 この欄に記載すべき金額が赤字額となる場合は、零と記載してください。
14 「算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑯」	月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。 なお、算定期間中に事務所等の新設又は廃止があつた場合の月数の計算に当たっては、新設又は廃止の日を含めて計算します。 ※ 算定期間とは事業年度をいいます。 ※ 税率は5ページを参照してください。
15 「 $\frac{⑮}{⑯}$ 円×12 ⑰」	
16 「この申告により納付すべき均等割額⑰－⑱ ⑲」	⑰欄－⑱欄の計算結果を記載します。
17 「この申告により納付すべき道府県民税額⑮＋⑲ ⑳」	⑮欄＋⑲欄の計算結果を記載します。

(3) 利子割額の控除に関する計算〔㉨欄～㉩欄〕…本県内に主たる事務所等がない場合には、記載する必要はありません。

欄	記載のしかた
1 「利子割額（控除されるべき額）㉨」	第9号の2様式の「計 5」の㉨欄又は第9号の3様式の「合計 ㉨」欄の金額を記載します。
2 「控除した金額（㉨－㉩と㉨のうち少ない額）㉩」	㉨欄の金額と㉨欄の金額から㉩欄の金額を控除した金額とのいずれか少ない金額を記載します。（この金額を㉩欄へ移記します。） ※ ㉨及び㉩欄は、この申告の前の申告書のこれらの欄に記載された金額に異動がない場合であっても記載します。
3 「控除することができなかった金額㉨－㉩」	㉨欄－㉩欄の計算結果を記載します。

(4) 法人事業税〔㉩欄～㉭欄、㉮欄～㉲欄〕

欄	記載のしかた
1 「所得割」（㉩～㉲欄）	<p>所得金額を課税標準とする法人のみが記載します。</p> <p>(1) ㉩欄の課税標準の額は、次の法人の区分ごとにそれぞれに定める金額を記載します。</p> <p>ア 旧法第72条の41、租税特別措置法第61条、同法第67条の14第1項又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人…第6号様式別表5の㉩欄の金額</p> <p>イ その他の法人…この申告書の㉮欄の金額</p> <p>(2) ㉩欄から㉭欄までの各欄の課税標準の額は、次の法人の区分ごとにそれぞれに定める金額を記載します。</p> <p>ア 2以上の都道府県に事務所等を有する法人…第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額</p> <p>イ 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人（ウに該当する場合を除く。）…㉩欄の金額を年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分した金額</p> <p>※ 平成10年3月31日までに解散した法人については、400万円を350万円に、800万円を700万円に読み替えてください。</p> <p>※ 事業年度が1年に満たないときは、年400万円及び年800万円とあるのは、400万円及び800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額となります。（月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。）</p> <p>また、㉩欄及び㉮欄の計算において控除する年400万円以下の金額及び年800万円以下の金額は、端数を切り捨てる前の金額となります。</p> <p>例 所得金額12,000,000円で事業年度の月数が5月の場合</p> <p>㉩欄 1,666,000（＝4,000,000×5÷12（＝1,666,666））</p> <p>㉪欄 1,666,000（＝8,000,000×5÷12（＝3,333,333）－1,666,666）</p> <p>㉫欄 8,666,000（＝12,000,000－3,333,333）</p> <p>ウ 特別法人（旧法第72条の24の7第5項各号に規定する協同組合等）</p> <p>所得金額が年400万円以下の場合…その金額を㉩欄へ記載します。</p> <p>所得金額が年400万円を超える場合…㉩欄へ400万円を、㉪欄へ400万円を超える金額を記載します。</p> <p>(3) ㉲欄の課税標準の額は、旧法第72条の24の7第3項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。</p> <p>※ 軽減税率が適用されない法人とは、解散の日において3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p> <p>※ 税率は5ページ又は6ページを参照してください。</p>
2 「付加価値割」（㉳及び㉴欄）	<p>旧法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、次のように記載します。</p> <p>(1) ㉳欄は第6号様式別表5の2の㉳欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉴欄の課税標準の額は、次の法人の区分ごとにそれぞれに定める金額を記載します。</p> <p>ア 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人…㉳欄の金額</p> <p>イ 2以上の都道府県に事務所等を有する法人…第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額</p> <p>※ 税率は5ページを参照してください。</p>
3 「収入割」（㉵及び㉶欄）	<p>収入金額課税法人（電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人）のみが記載します。</p> <p>(1) ㉵欄の課税標準の額は、次の法人の区分ごとにそれぞれに定める金額を記載します。</p> <p>ア 電気供給業及びガス供給業を行う法人…第6号様式別表6の㉵欄の金額</p> <p>イ 生命保険会社又は外国生命保険会社等…第6号様式別表7の㉵欄の金額</p> <p>ウ 損害保険会社又は外国損害保険会社等…第6号様式別表8の㉵欄の金額</p> <p>エ 少額短期保険業者…第6号様式別表8の㉶欄の金額</p> <p>(2) ㉶欄の課税標準の額は、次の法人の区分ごとにそれぞれに定める金額を記載します。</p> <p>ア 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人…㉵欄の金額</p> <p>イ 2以上の都道府県に事務所等を有する法人…第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額</p> <p>※ 税率は5ページを参照してください。</p>
4 「合計事業税額（㉵＋㉶＋㉷又は㉸＋㉹＋㉺） ㉺」	<p>軽減税率が適用される場合には、㉵欄＋㉶欄＋㉷欄の計算結果を、軽減税率不適用の場合には、㉸欄＋㉹欄＋㉺欄の計算結果を記載します。</p>

5 「既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る事業税額 ④」	旧法第72条の29第1項ただし書の規定により、この申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等（その解散の時からその分配又は引渡しをしようとする時までの間に生じた法人税法第2条第18号に規定する利益積立金額がある場合には、その利益積立金額を含みます。以下同じ。）を超える部分の分配又は引渡しをしている場合のその超える部分の金額（その事業年度の期間中に2回以上解散当時の資本金額等を超える残余財産の一部分配又は引渡しをしているときは、その解散当時の資本金額等を超える金額の合計額）に係る事業税として納付した金額を記載します。
6 「この申告により納付すべき事業税額 ⑫ - ⑬ - ⑭ ⑮」及び「⑮の内訳」の各欄（⑯～⑳欄）	⑮欄は、⑫欄-⑬欄-⑭欄の計算結果を記載し、⑯から⑳までの欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、⑯から⑳までの欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載してください。
7 「所得金額の計算」(㉕～㉖欄)	旧法第72条の41、租税特別措置法第61条、同法第67条の14第1項又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人以外の法人が次の金額を記載します。 <b>【㉕欄】</b> …法人税の明細書（別表4）の34欄の金額（㉕欄の「(35)」を「(34)」と読み替え、法人税の明細書（別表4）が改正された場合は、法人税の明細書（別表4）の「合計」欄の金額を記載してください。 <b>【㉖欄】</b> …法人税の明細書（別表4）の34欄の計算上損金に算入している場合の所得税額 <b>【㉗欄】</b> …外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について、法人税法第69条に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、法人税の明細書（別表4）の31欄の金額（法人税法第26条第3項の規定により益金不算入された減額控除対象外国法人税額がある場合には、当該金額を控除した金額） <b>【㉘欄】</b> …第6号様式別表9の当該控除額の「計」欄の金額 <b>【㉙欄】</b> …第6号様式別表10の㉙欄、㉚欄又は第6号様式別表11の㉛欄の金額

### (5) 地方法人特別税〔④⑨欄～⑤④欄〕

欄	記載のしかた
1 「所得割に係る地方法人特別税額 ④」	「課税標準」欄は、標準税率が適用される法人については、「計 ⑥」又は「軽減税率不適用法人の金額 ⑦」の「税額」欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計 ⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額 ⑥」の「基準法人所得割額」欄の金額を記載してください。
2 「収入割に係る地方法人特別税額 ⑤」	「課税標準」欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額 ④」の「税額」欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額 ⑧」の「基準法人収入割額」欄の金額を記載してください。
3 「合計地方法人特別税額 ④⑨ + ⑤④ ⑤」	④⑨欄+⑤④欄の計算結果を記載します。
4 「既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る地方法人特別税額 ⑤」	この申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等を超える部分の分配又は引渡しをしている場合のその超える部分の金額（その事業年度の期間中に2回以上解散当時の資本金額等を超える残余財産の一部分配又は引渡しをしているときは、その解散当時の資本金額等を超える金額の合計額）に係る地方法人特別税として納付した金額を記載します。
5 「この申告により納付すべき地方法人特別税額 ⑤ - ⑤② - ⑤③ ⑤④」	⑤①欄-⑤②欄-⑤③欄の計算結果を記載します。 <b>※ 税率は6ページを参照してください。</b>

### (6) その他

欄	記載のしかた
1 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ⑥」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする場合に記載します。 この場合に記載する金額は⑬欄、⑭欄及び⑮欄に記載した金額の合計額になります。

＜愛知県における法人県民税・事業税の税率＞

1 法人県民税

(1) 均等割

区 分 (注)	税 率 (年額)		備 考
	平成 21.3.31 までに開始した事業年度	平成 21.4.1 から平成 31.3.31 までに開始した事業年度	
資本金等の額が 50 億円を超える法人	800,000 円	840,000 円	・平成 21 年 4 月 1 日から平成 31.3.31 までの間に開始した事業年度の税率については、「あいち森と緑づくり税」として従前の均等割額の 5% 相当額が加算されています。 ・「資本金等の額」とは、法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をいいます。
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	540,000 円	567,000 円	
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	130,000 円	136,500 円	
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	50,000 円	52,500 円	
資本金等の額が 1,000 万円以下の法人	20,000 円	21,000 円	
上記以外の法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人等）及び人格のない社団又は財団で代表者等の定めのあるもの	20,000 円	21,000 円	

(注) 資本金等の額の判定は、算定期間の末日の現況によります。

(2) 法人税割

区 分 (注)	税 率 %					
	昭和 50.9.1 から昭和 52.8.31 までの間に解散	昭和 52.9.1 から昭和 55.8.31 までの間に解散	昭和 55.9.1 から昭和 56.7.31 までの間に解散	昭和 56.8.1 から平成 2.8.31 までの間に解散	平成 2.9.1 から平成 7.8.31 までの間に解散	平成 7.9.1 から平成 22.9.30 までの間に解散
の資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下	法人税額が年 1,500 万円超	6.2	6.2	6.0	5.8	5.8
	法人税額が年 1,000 万円超 年 1,500 万円以下					
	法人税額が年 800 万円超 年 1,000 万円以下	5.2	5.2	5.0	5.0	5.0
	法人税額が年 400 万円超 年 800 万円以下					
	法人税額が年 400 万円以下	5.2				
資本金の額又は出資金の額が 1 億円超	6.2	6.2	6.2	6.0	5.8	5.8
保険業法に規定する相互会社	6.2	6.2	6.2	6.0	5.8	5.8

(注)1 資本金の額又は出資金の額の判定は、事業年度終了の日の現況によります。

2 法人税額の判定は分割前の総額で行い、事業年度が 1 年に満たない場合は次により計算した金額によります。

$$\boxed{\text{上記表中に記載された金額}} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \quad (\text{この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは 1 月とします。また、1,000 円未満の端数は切り捨てた額とします。})$$

2 法人事業税

(1) 外形標準課税対象法人の税率 (%) (平成 22 年 9 月 30 日までの間に解散した場合)

区 分	平成 20.9.30 までに解散	平成 20.10.1 以後に解散	
所得割	所得のうち年 400 万円以下の金額	3.914	1.614
	所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額	5.665	2.365
	所得のうち年 800 万円を超える金額及び軽減税率不適用	7.416	3.116
付加価値割	0.4944		

(2) 収入金額課税法人

区 分	平成 20.9.30 までに解散	平成 20.10.1 以後に解散
資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、かつ、収入金額が年 4 億円以下の法人	1.3	0.7
上記以外の法人	1.339	0.739

(3) 所得金額課税法人（外形標準課税対象法人を除く）

区分	税率 %													
	法人の区分 (注)	資本金の額又は 出資金の額	1億円以下										1億円超	
			所得金額		年2,000万円以下	年2,000万円超 2,400万円以下	年2,400万円超 4,000万円以下	年4,000万円超 5,000万円以下	年5,000万円超	—		—		
			特別法人 以外 の法人	特別 法人	特別法人 以外 の法人	特別 法人	特別法人 以外 の法人	特別 法人	特別法人 以外 の法人	特別 法人	特別法人 以外 の法人	特別 法人	特別法人 以外 の法人	特別 法人
昭和52.2.1 から 昭和58.1.31 まで の間に解散	年350万円以下の金額	6.00		6.48										
年350万円超 年700万円以下の金額	9.00	8.00	9.72	8.64	9.72	8.64	9.72	8.64	9.72	8.64	9.72	8.64	9.72	8.64
	12.00		12.96		12.96		12.96		12.96		12.96		12.96	
昭和58.2.1 から 昭和61.1.31 まで の間に解散	年350万円以下の金額	6.00		6.48										
	年350万円超 年700万円以下の金額	9.00	8.00	9.00	8.00	9.72	8.64	9.72	8.64	9.72	8.64	9.72	8.64	9.72
12.00	12.00	12.96		12.96		12.96		12.96		12.96				
昭和61.2.1 から 平成4.1.31 まで の間に解散	年350万円以下の金額	6.00		6.42										
	年350万円超 年700万円以下の金額	9.00	8.00	9.00	8.00	9.63	8.56	9.63	8.56	9.63	8.56	9.63	8.56	9.63
12.00	12.00	12.84		12.84		12.84		12.84		12.84				
平成4.2.1 から 平成7.1.31 まで の間に解散	年350万円以下の金額	6.00		6.30										
	年350万円超 年700万円以下の金額	9.00	8.00	9.00	8.00	9.00	8.00	9.45	8.40	9.45	8.40	9.45	8.40	9.45
12.00	12.00	12.00		12.00		12.60		12.60		12.60				
平成7.2.1 から 平成10.1.31 まで の間に解散	年350万円以下の金額	6.00		6.24										
	年350万円超 年700万円以下の金額	9.00	8.00	9.00	8.00	9.00	8.00	9.36	8.32	9.36	8.32	9.36	8.32	9.36
12.00	12.00	12.00		12.00		12.48		12.48		12.48				
平成10.2.1 から 平成10.3.31 まで の間に解散	年350万円以下の金額	6.00		6.18										
	年350万円超 年700万円以下の金額	9.00	8.00	9.00	8.00	9.00	8.00	9.00	8.00	9.27	8.24	9.27	8.24	9.27
12.00	12.00	12.00		12.00		12.00		12.36		12.36				
平成10.4.1 から 平成11.3.31 まで の間に解散	年400万円以下の金額	5.60		5.768										
	年400万円超 年800万円以下の金額	8.40	7.50	8.40	7.50	8.40	7.50	8.40	7.50	8.652	7.725	8.652	7.725	8.652
11.00	11.00	11.00		11.00		11.00		11.33		11.33				
平成11.4.1 から 平成20.9.30 まで の間に解散	年400万円以下の金額	5.00		5.15										
	年400万円超 年800万円以下の金額	7.30	6.60	7.30	6.60	7.30	6.60	7.30	6.60	7.519	6.798	7.519	6.798	7.519
9.60	9.60	9.60		9.60		9.60		9.888		9.888				
平成20.10.1 から 平成22.9.30 まで の間に解散	年400万円以下の金額	2.70		2.85										
	年400万円超 年800万円以下の金額	4.00	3.60	4.00	3.60	4.00	3.60	4.00	3.60	4.219	3.798	4.219	3.798	4.219
5.30	5.30	5.30		5.30		5.30		5.588		5.588				

(注)1 軽減税率不適用とは、解散の日において3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行い、かつ、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の場合をいいます。  
 2 資本金の額又は出資金の額の判定は、事業年度終了の日の現況によります。  
 3 所得金額又は収入金額の判定は分割前の総額で行い、事業年度が1年に満たない場合は次により計算した金額によります。  

$$\text{上記表中に記載された金額} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12}$$
 (この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。また、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。)

3 地方法人特別税（平成20年10月1日以後解散した場合に適用）

課税標準	区分	税率 %
基準法人所得割額	外形標準課税対象法人	148
	上記以外の法人	81
基準法人収入割額	収入金額課税法人	81